

不法投棄について

不法投棄は犯罪です!

不法投棄をなくすには「しない」「させない」「ゆるさない」の「3ない」が大切です。不法投棄は、環境汚染を招くことから法律で厳しく禁止されており、犯罪行為です。これに違反すると「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方の刑が科せられます。さらに法人などに対しては3億円以下の罰金が科せられます。

私有地内への不法投棄

私有地にごみを不法投棄された場合、市がごみを撤去することはできません。不法投棄を行った者が当然撤去すべきものですが、行為者が特定できない場合、廃棄物処理法第5条の清潔の保持のとおり、土地の占有者や管理者自らが撤去しなければなりません。



●不法投棄されないために、自分の敷地は自分で守りましょう。適切な管理をお願いします。

定期的に見回りをする

こまめに草刈りをする

防護柵やネットを張る

立て看板を設置する



市有地内への不法投棄

中津市クリーンプラザでは、市内路上の集積所やその近辺への不法投棄が報告された場合、現場を確認し、行為者に回収を促すための警告シールを貼り、一定期間の警告を行います。

ご理解・ご協力をお願いします。



不法投棄・ポイ捨て看板の申込みについて

中津市クリーンプラザでは、「不法投棄・ポイ捨て」看板を必要とする団体(自治会等)に提供しています。看板は、必要な団体(自治会等)からの申込みにより提供します。

提供する条件としては、

- ・地区共有の土地・里道・墓地・池・公園などに設置すること。
- ・設置場所の地権者の了解が得られていること。
- ・団体(自治会等)からの申込みであること。
- ・設置後の看板管理者・責任者が明確であること。
- ・1団体に2枚まで提供することが可能

以上の内容を確認した上で、看板申込みをお願いします。

詳細については、中津市クリーンプラザまで問い合わせてください。



※サイズ:60cm×45cm

※デザインは変更される場合があります。